

尾花沢市豪雪災害対策本部からのお知らせ

今冬の雪害による罹災証明書について

今年の冬は長い期間に渡り降雪し、その後気温の上昇に伴い、大変重い雪となり屋根に溜まっておりました。そのため、落雪時に軒が壊れたり、重みによる破損が例年よりも多くありました。

今冬の雪害による家屋等の修繕に火災保険等を適用する際は、保険会社より罹災証明書の提出を求められる場合がありますので、ご相談ください。

「罹災証明書」発行の際、必要なもの

1.被害日（例：2月●日 何時頃）

2.被害状況（例：落雪時に破損など）

3.被害状況の写真(複数枚)

※被害状況が分かりやすいように撮影

①遠くから（全体が分かる）撮影

②近くから（被害が分かる）撮影

③撮る位置を変えて撮影

※被害前の写真もあれば提供してください。

4.問合せ先：防災危機管理課 TEL 0237-22-1113(直通)

融雪期の落雪などに注意！

これからの季節は、気温が高くなるにつれて融雪が進み、雪山や屋根の雪が崩れやすくなり大変危険です。

●屋根からの落雪に注意！

- ・屋根の上に雪はないか、雪が落ちてこないか確認しましょう。
- ・晴れの日、屋根の雪が落ちやすくなります。
- ・雪止めを設置している屋根や、空き家の屋根などは特に注意！
※雪が非常に硬くなっています。



●雪崩に注意！

今後、雪崩の危険性も高まってきます。
斜面の雪割れ（クラック）等の前兆現象を見つけた場合、
斜面等には決して近づかないでください。



●流雪溝はルールを守る！

【中網を外すと危険です】

中網は、転落防止と水上がり防止のため、絶対に外さないでください。

【機械での直接投入はやめましょう】

重機で流雪溝に直接投雪されること等によって水上がりが発生し、広範囲で流雪溝が使えなくなります。



●通学路の安全確保を！

子どもたちを雪による事故から守るため、引き続きご協力をお願いします。

- ・通学路等に落雪しないよう道路側の屋根の点検と雪下ろしをお願いします。
- ・投雪後は流雪溝のふたの閉め忘れに注意してください。
- ・登下校時間帯は雪処理をせず、子どもたちの見守りに配慮してください。

【豪雪によるお困りごとの問い合わせ】

- 豪雪災害対策本部 0237-22-1113 (直通)、0237-22-1111 (代表)
(防災危機管理課内) 受付時間: 平日 8:30~17:15
- 尾花沢市消防本部 0237-22-1131
受付時間: 平日 17:15~翌朝 8:30 (土日・祝日は終日)